

一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱、愛知県先進環境対応自動車導入促進費補助金取扱要領及び一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、燃料電池自動車トラックの導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び水素エネルギーの利用拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車リース事業者とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずる者として市長が認定した者をいう。
- (2) 燃料電池自動車トラックとは、電気を動力源とし、電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車であって、当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証に当該自動車の用途が貨物及び特種（貨物自動車を通常車両とする特種用途自動車）と記載されている自動車をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、リースの用に供する目的で新規登録により一宮市内を使用の本拠とする燃料電池自動車トラックを購入する自動車リース事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一宮市内に事務所又は事業所を有する事業者を借受人とし、借受人を当該燃料電池自動車トラックの使用者としていること。
- (2) 一宮市税に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 燃料電池自動車トラックを初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車を導入する事業とする。ただし、中古の輸入車の初年度登録を除く。
- (2) 愛知県先進環境対応自動車導入促進費補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- (3) 燃料電池自動車トラックの貸与料金は、市からの補助金及びその他補助金の額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して設定すること。

(補助対象車種、補助額及び補助上限額)

第6条 この補助金の交付の対象となる車種、補助額及び補助上限額は別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、2026年1月30日までに一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付申請書（様式第1）に必要事項を記入の上、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、申請書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

- (1) 県補助金の交付決定通知書の写し又は受理通知書の写し
- (2) 県補助金の交付申請書及び事業計画書の写し
- (3) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
(自動車リース事業者、貸与事業者の両方が必要)
- (4) 貸与料金算定根拠明細書
- (5) 導入車両の車両本体価格を証明する資料
- (6) ディーゼル又はガソリン車両の車両本体価格を証明する資料
- (7) 導入車両のリース契約書（案）等
- (8) ディーゼル又はガソリン車両のリース契約書（案）等
- (9) 未納のない証明
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号から第8号までに掲げる書類は、県補助金の交付申請時において提出した書類をもって代えることができる。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金計画変更申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。ただし、補助事業を中止する場合は添付書類は不要とする。

- (1) 県補助金の変更届の写し又は補助対象事業計画変更承認申請書の写し
- (2) その他市長の必要と認める書類

(事業完了)

第10条 補助対象者は、県補助金の額の交付確定日から30日を経過した日と2026年3月31日とのいずれか早い日までに市長に次条に規定する実績報告をしなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金実績報告書（様式第4）に次の各号に掲げる書類を添付し、前条に規定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金の確定通知書の写し
- (2) 県補助金の実績報告書及び事業結果報告書の写し
- (3) 車両代金請求書の写し
- (4) 代金支払を証する資料
- (5) 自動車検査証記録事項の写し

2 前項第2号から第5号に掲げる書類は、県補助金の実績報告において提出した書類をもって代えることができる。

(交付金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金確定通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 13 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付請求書（様式第 6）を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 14 条 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 市長は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助対象者に対し、導入した燃料電池自動車トラックの自動車検査証の写しの提出を求めることができる。
- 3 規則第 17 条第 1 項の規定により、補助対象者は、別表第 2 に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 4 市長の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して処分しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 7）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の承認をしようとする場合において、財産処分承認書（様式第 8）を補助対象者へ通知し、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(補助金の決定の取り消し等)

第 15 条 市長は、交付の決定を受けた者及び当該燃料電池自動車トラックの借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したいとき。
- (3) 第 11 条に規定する報告書を第 10 条に規定する期限までに提出しないとき。
- (4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) 一宮警察署等への照会等により、暴力団員又は暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(法令の遵守)

第 16 条 補助対象者は、関係法令を遵守しなければならない。

(市の活動への協力)

第 17 条 補助対象者は、市が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は 2025 年 9 月 29 日から施行する。

別表第 1

車種	補助額	補助上限額
燃料電池自動車トラック/1 台	愛知県先進環境対応自動車 導入促進費補助金の 1/2	3,449 千円 (千円未満切捨て)

別表第 2

車種	処分制限期間
燃料電池自動車トラック	4 年

（あて先）一宮市長

住所又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

2025 年度 一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付申請書

2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 導入する燃料電池自動車トラック（新車）
愛知県 2025 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金 様式第 1 別紙 1 のとおり

2. 補助金交付申請額 金 _____ 円

3. 誓約事項
☐申請者（登録形態がリースの場合は借受人及び使用者を含む）は、交付要綱第 4 条第 1 号から第 3 号までに該当することを誓約します。

4. 連絡先

連絡先	担当者名	
	電話	
	電子メールアドレス	
住所 （書類の送付先）	〒	

※申請者について詳細の分かる方の情報を記入してください。

6. 添付書類
- （1）県補助金の交付決定通知書の写し又は受理通知書の写し
 - （2）県補助金の交付申請において提出した書類一式の写し（要綱第 7 条第 2 号から第 8 号）
 - （3）一宮市税の未納のない証明
 - （4）その他市長が必要と認める書類

様式第 2（第 8 条関係）

25 一宮環政指令第 号
年 月 日

様

一宮市長 中野 正康

2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金について、次の条件を付して下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

条件

補助対象者は、一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年 8 月 30 日一宮市規則 18 号）及び一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付要綱を遵守すること。

愛知県が実施する先進環境対応自動車導入促進補助金の交付を受けない場合は、当該交付決定は無効とする。

様式第 3（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）一宮市長

住所又は所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金計画変更申請書

年 月 日付け 25 一宮環政指令第 号で補助金の交付決定通知のあった
2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金に係る補助対象事業について、下
記の理由により、その内容を変更したいので申請します。

記

- 1. 変更事項及びその内容
- 2. 変更する理由
- 3. 補助金交付申請書（写し）及び添付書類に変更する内容を修正したもの
- 4. その他必要な書類

様式第 4（第 11 条関係）

年 月 日

（あて先）一宮市長

住所又は所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金実績報告書

年 月 日付け 25 一宮環政指令第 号で補助金の交付決定通知のあった
2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金に係る補助対象事業を完了したの
で、下記のとおり報告します。

記

1. 導入した先進環境対応自動車（新車）
愛知県 2025 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金 様式第 9 別紙のとおり
2. 補助金充当予定額 金 円
（交付決定額）
3. 添付書類
（1）県補助金の確定通知書の写し
（2）県補助金の実績報告において提出した書類一式の写し
（要綱第 11 条第 2 号から第 5 号）

様式第 5（第 12 条関係）

25 一宮環政指令第 号-
年 月 日

様

一宮市長 中野 正康

2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック
導入促進補助金に係る補助対象事業の補助金の額を下記のとおり確定したので通知しま
す。

補助金交付確定通知書 金 円

条件

補助対象者は、一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年 8 月 30 日一宮市規則 18 号）及び一
宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 6（第 13 条関係）

年 月 日

（あて先）一宮市長

住所又は所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付請求書

請求金額 金 円

2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付要綱第 13 条の規定より、
上記のとおり請求します。

口座振込申請

一宮市会計管理者

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号（7 桁）
		普通 当座	
メイギニン （カタカナで記入）			

行政使用欄

交付指令年月日等： 年 月 日 25 一宮環政指令第 号

様式第 7（第 14 条関係）

年 月 日

（あて先）一宮市長

住所又は所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者職氏名	

財産処分承認申請書

2025 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、申請します。

記

- 1. 処分しようとする財産の明細
- 2. 処分の内容
- 3. 処分しようとする理由
- 4. その他必要な事項

様式第 8（第 14 条関係）

一宮環政発第 号
年 月 日

様

一宮市長 中野 正康

財産処分承認書（通知）

年 月 日付けで申請のありました処分承認申請については、2025 年度一宮市
燃料電池自動車トラック導入促進補助金交付要綱第 14 条の規定により承認します。

1. 処分を承認する設備

一宮環政指令第 号 年度一宮市燃料電池自動車トラック導入促進補助金確
定通知に係る燃料電池自動車トラック

2. 承認条件